

森 再 第 51 号
令和 5 年 4 月 26 日
(2023 年)

各 位

金沢市長 村山 卓
(公 印 省 略)

「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」の
改正について（依頼）

標記について、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく、国方針の策定及び県方針の改正に即し、令和 5 年 4 月に「金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針」に改正しました。

今回の改正では、木材利用を促進する対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物全体に拡大するとともに、市が整備する公共建築物及び公共土木工事については、これまで以上に市産材を中心とした木材の利用に努めることとなりました。

つきましては、本方針の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

名 称：金沢市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針

内 容：本方針の概要や詳細は、下記 HP または別紙資料をご覧ください。

(URL)<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shinrinsaiseika/gyomuannai/2/1/2/6652.html>

(検索) (二次元コード)



【参考】

【脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/>

【建築物における木材の利用の促進に関する基本方針】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/kihonhousin.html>

【石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針】

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/shinrin/mokuzai/kenhoushin.html>

【金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例】

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/toshikeikakuka/gyomuannai/1/1/2/kinobunka/8382.html>

(問い合わせ先)

金沢市森林再生課 担当：高木、中川
電話番号 220-2217